

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和7年2月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業【令和6年3月31日終了】 (2)子育て世帯への臨時特別給付金に関する事務【令和5年3月31日終了】 (3)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業に関する事務【令和4年12月31日終了】 (4)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業に関する事務【令和5年3月31日終了】 (5)令和5年度伊勢原市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業に関する事務【令和6年4月30日終了】 (6)伊勢原市物価高騰対策緊急支援給付金の支給事業に関する事務【令和6年7月31日終了】 (7)伊勢原市低所得者支援給付金の支給事業に関する事務【令和6年12月31日終了】 (8)伊勢原市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事業に関する事務【令和6年12月31日終了】 (9)低所得者(住民税非課税世帯)支援給付金支給事業に関する事務
③システムの名称	MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム、給付金システム、個人住民税システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得者(住民税非課税世帯)支援給付金支給対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 (情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2) : 子ども部 子育て支援課 (3)~(9) : 保健福祉部 福祉総務課
②所属長の役職名	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2) : 子育て支援課長 (3)~(9) : 福祉総務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 0463(94)4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2) : 伊勢原市 子ども部 子育て支援課 子育て支援係 (3)~(9) : 伊勢原市 保健福祉部 福祉総務課 給付金担当 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 子育て支援課:0463(94)4633 福祉総務課:0463(94)4718
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p style="text-align: right;">[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[十分である]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	評価書名	伊勢原市物価高騰対策緊急支援給付金支給事業に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年12月27日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	伊勢原市は、物価高騰対策緊急支援給付金支給事業に関する特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	伊勢原市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年12月27日	I 1①事務の名称	伊勢原市物価高騰対策緊急支援給付金支給時行に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年12月27日	I 1②事務の概要	伊勢原市物価高騰対策緊急支援給付金支給事業を実施するに当たり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」以下、「番号法」という。）の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 【情報連携の概要】 ・対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業【令和6年3月31日終了】 (2) 子育て世帯への臨時特別給付金に関する事務【令和6年3月31日終了】 (3) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業に関する事務【令和4年12月31日終了】 (4) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業に関する事務【令和6年3月31日終了】 (5) 令和5年度伊勢原市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業に関する事務【令和6年4月30日終了】 (6) 伊勢原市物価高騰対策緊急支援給付金の支給事業に関する事務【令和6年7月31日終了】 (7) 伊勢原市低所得者支援給付金の支給事業に関する事務 (8) 伊勢原市定額減税補足給付金（調整給付）の支給事業に関する事務	事後	
令和6年12月27日	I 1③システムの名称	MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム、緊急支援給付金システム、個人住民税システム、中間サーバー	MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム、給付金システム、個人住民税システム、中間サーバー	事後	
令和6年12月27日	I 2特定個人情報ファイル名	伊勢原市物価高騰対策緊急支援給付金支給対象者ファイル	(1) 伊勢原市低所得者支援給付金支給対象者ファイル (2) 伊勢原市定額減税補足給付金（調整給付）支給対象者ファイル	事後	
令和6年12月27日	I 3個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一第101項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	番号法第9条第1項 別表135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	
令和6年12月27日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二第121項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条の4	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 (情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない)	事後	
令和6年12月27日	I 5評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 福祉総務課	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2) : 子ども部 子育て支援課 (3)～(8) : 保健福祉部 福祉総務課	事後	
令和6年12月27日	I 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉総務課長	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2) : 子育て支援課長 (3)～(8) : 福祉総務課長	事後	
令和6年12月27日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	伊勢原市 保健福祉部 福祉総務課 緊急支援給付金担当 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 0463(94)4718	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2) : 伊勢原市 子ども部 子育て支援課 子育て支援係 (3)～(8) : 伊勢原市 保健福祉部 福祉総務課 給付金担当 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話番号 子育て支援課:0463(94)4633 福祉総務課:0463(94)4718	事後	
令和6年12月27日	I 9規則第9条第2項の適用	—	I-1-② 事務の概要の事務(7)及び(8)について、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得るものとされていることから適用した。	事後	
令和6年12月27日	II 1対象人数 評価対象の事務の対象人数には何人か いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	II 2取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年12月27日	IV 8人手を介在させる作業 人的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	—	十分である。 マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢 原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、 番号連携情報照会や住基ネット照会のシステム の利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者 に限定している。また、事務取扱担当者及び保 護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必 須としている。 これらの対策を講じていることから、人的ミス が発生するリスクへの対策は「十分である」と考 えられる。	事後	
令和6年12月27日	IV 11最も優先度が高いと考 えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月27日	IV 11最も優先度が高いと考 えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	十分である。 マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢 原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、 番号連携情報照会や住基ネット照会のシステム の利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者 に限定している。また、事務取扱担当者及び保 護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必 須としている。 これらの対策を講じていることから、従業者に対 する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年2月12日	I 1②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に 基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所 得の子育て世帯分)支給事業【令和6年3月31 日終了】 (2)子育て世帯への臨時特別給付金に関する 事務【令和5年3月31日終了】 (3)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給 付金支給事業に関する事務【令和4年12月31 日終了】 (4)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給 付金支給事業に関する事務【令和5年3月31日 終了】 (5)令和5年度伊勢原市電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金支給事業に関する事 務【令和6年4月30日終了】 (6)伊勢原市物価高騰対策緊急支援給付金の 支給事業に関する事務【令和6年7月31日終 了】 (7)伊勢原市低所得者支援給付金の支給事業 に関する事務【令和6年12月31日終了】 (8)伊勢原市定額減税補足給付金(調整給付) の支給事業に関する事務【令和6年12月31日 終了】 (9)低所得者(住民税非課税世帯)支援給付金 支給事業に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実 施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に 基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所 得の子育て世帯分)支給事業【令和6年3月31 日終了】 (2)子育て世帯への臨時特別給付金に関する 事務【令和5年3月31日終了】 (3)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給 付金支給事業に関する事務【令和4年12月31 日終了】 (4)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給 付金支給事業に関する事務【令和5年3月31日 終了】 (5)令和5年度伊勢原市電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金支給事業に関する事 務【令和6年4月30日終了】 (6)伊勢原市物価高騰対策緊急支援給付金の 支給事業に関する事務【令和6年7月31日終 了】 (7)伊勢原市低所得者支援給付金の支給事業 に関する事務【令和6年12月31日終了】 (8)伊勢原市定額減税補足給付金(調整給付) の支給事業に関する事務【令和6年12月31日 終了】 (9)低所得者(住民税非課税世帯)支援給付金 支給事業に関する事務	事前	
令和7年2月12日	I 2特定個人情報ファイル名	(1)伊勢原市低所得者支援給付金支給対象者 ファイル (2)伊勢原市定額減税補足給付金(調整給付) 支給対象者ファイル	低所得者(住民税非課税世帯)支援給付金支 給対象者ファイル	事前	
令和7年2月12日	I 5評価実施機関における担 当部署 ①部署	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2)： 子ども部 子育て支援課 (3)～(8)： 保健福祉部 福祉総務課	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2)： 子ども部 子育て支援課 (3)～(9)： 保健福祉部 福祉総務課	事前	
令和7年2月12日	I 5評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2)： 子育て支援課長 (3)～(8)： 福祉総務課長	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2)： 子育て支援課長 (3)～(9)： 福祉総務課長	事前	
令和7年2月12日	I 8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2)： 伊勢原市 子ども部 子育て支援 課 子育て支援係 (3)～(8)： 伊勢原市 保健福祉部 福祉総 務課 給付金担当 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348 番地 電話番号 子育て支援課:0463(94)4633 福祉総務課:0463(94)4718	I-1-② 事務の概要の事務 (1)、(2)： 伊勢原市 子ども部 子育て支援 課 子育て支援係 (3)～(9)： 伊勢原市 保健福祉部 福祉総 務課 給付金担当 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348 番地 電話番号 子育て支援課:0463(94)4633 福祉総務課:0463(94)4718	事前	
令和7年2月12日	I 9規則第9条第2項の適用	I-1-② 事務の概要の事務(7)及び(8)につ いて、経済事情の急激な変動による影響を緩和 するために支給されるものであり、可能な限り 迅速かつ正確に支給を行うことが期待されて いることから、特定個人情報保護評価に関する規 則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の 適用対象となり得るものとされていることから適 用した。	—	事前	
令和7年2月12日	II 1対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何らか	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事前	
令和7年2月12日	II 1対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何らか いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和6年12月13日時点	事前	
令和7年2月12日	II 2取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和6年12月13日時点	事前	